

内部統制システムの基本方針について

1. 東北化学薬品株式会社および当社子会社(以下、「当社グループ」)は、当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)法令遵守の統括部門として管理グループは、コンプライアンス体制に関する規程を整備し、適正かつ効率的に職務の執行がおこなわれる体制を構築する。

(2)取締役が法令、定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための体制を強化する。

(3) 社外取締役および社外監査役による監督機能の充実を図るとともに、内部監査部門による監査の実施や内部通報制度の整備などをおこなう。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および社内規程（取締役会規程、稟議規程、文書取扱執務基準など）に基づき、保存及び管理する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)管理グループ担当役員をリスク管理責任者として、リスクに対する対応策の策定及び実施を各部門に徹底する。

(2) リスク管理委員会を組織するなど、当社グループにおける的確なリスク管理を実践するとともに、BCP（事業継続計画）の見直しなどにより、緊急事態による発生被害を最小限に止める体制を構築する。

(3)各部門単位で個別業務に係るリスク管理の方針及び規程を整備し、リスク管理者の監督のもと定期的に見直し、監査役及び取締役によるチェックを受ける。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を定期的に開催する。また、

取締役と執行役員等で構成する営業グループ長会議・執行役員会を定期的に開催して、業務執行の的確で迅速な決定をおこない、専門分野ごとに選任した執行役員が各担当業務を執行する。

(2) 「職務権限規程」「分掌規程」に基づいた業務の執行をそれぞれの担当組織、責任者がその権限と責任に従い適切におこなう。

5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、内部統制の基本方針を共有し、業務の適正性を確保するための体制の整備に努める。また、当社子会社については、業務の適正を確保するため、管理グループにおいて、「子会社、関連会社管理規程」に基づき、子会社の状況に応じた必要な管理をおこなう。

6. 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を選任する。選任された使用人への指揮命令権は監査役に委譲し、当該使用人の任命、異動、評価等の人事に関わる事項の決定は監査役の同意を得るものとする。なお、監査役の職務を補助する組織を管理グループに置く。

7. 当社グループの取締役および使用人が当社グループの監査役に報告するための体制

(1) 当社グループの取締役および使用人は、法定事項のほか、経営状況の大きな変動やコンプライアンス上の重要な事項等、当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに当社監査役または監査役会に報告することとする。

当社グループは、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いをおこなうことを禁止する。

(2) 監査役は、必要に応じて内部監査部門等に対し、内部監査結果の報告を求め、また特定事項の調査を求めることができる。

(3) 常勤監査役は、監査役会を毎月1回定期的に開催する。

8. その他当社の監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

(1) 社外監査役の独立性要件を確保し、対外透明性を高める監査体制。

(2) 会計監査人と必要に応じ積極的な連携、意見交換をおこなう。

(3) 子会社監査役と連絡を密にし、グループ内監査の効率化に努める。

(4) 当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、担当部署において審議の上、速やかにこれに応じる。

9. 人材育成について

財務報告に必要とされる知識習得するため、とくに経理部門、内部統制部門に対して人材育成のための外部研修、セミナーを奨励する。また、研修後に社内研修をおこない関係者に周知徹底する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システム構築をおこなうとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価および報告に関し適切な整備、運用を図り、必要な是正を行う。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関わりをもたず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

2006年 5月26日制定

2015年10月13日改訂

2023年10月 1日改定

東北化学薬品株式会社

代表取締役社長 東 康之